

令和6年7月14日

依頼者様各位

佐藤誠三税理士事務所
税理士 佐藤誠三

当事務所が行う個人以外の確定申告書作成業務に係る料金について
標記のことについて、令和6年5月7日施行の細則を下記のとおり改定します。
また、この細則は令和6年7月15日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。

記

■ 個人以外の確定申告書等作成業務について

個人以外（法人）の国税及び地方税の確定申告書（申告書に添付する書類を含みます。）を作成します。

別表1 個人以外の確定申告書等作成業務について

区分		No.	料金計算
業務契約 に含まれ るもの	基本料金	1	TKCシステム使用料（個人以外） 150,000円 （※ システムを複数使用する必要がある場合、料金が割増になります。）
	業務遂行 料金	2	基本細則の定めにより料金を計算します。
業務契約 に含まれ ないもの	附随業務 手数料	3	申告書の控を書面に印刷する場合など、一定の要件に該当する場合、別途請求させていただきます。

注1 業務遂行料金の計算にあたって適用する時間単位について、次の計算式にて計算した数値を目安とすることができるものとします。

$$\text{時間単位} = 8 \text{ 単位} + (\text{当月平均取引金額} / 100 \text{ 万円})$$

注2 個人以外が次のいずれかに該当する場合、業務遂行料金が割増になる場合があります。

- (1) 還付申告に関する明細書など、一定の要件に該当する場合に添付するもの
- (2) 当事務所で決算代行等業務を依頼されていない場合など、一定の要件に該当する場合
- (3) 課税の特例等を適用して税額の軽減を受けている場合

料金細則（20240715 施行）

(4) 当事務所で前年度の確定申告書を作成されていない依頼者様で、前年の繰越欠損金を当年度分で控除される場合

注3 当事務所にて税務申告書等を作成した場合、税務代理権限証書も作成します。B型の基本契約を締結されていない依頼者様につきましては別途料金にて対応します。なお、税務申告書等の提出日の翌日から90日以内に税務当局から連絡があった際には当事務所にてお受けして依頼者様にお伝えしますが、税務当局への対応を依頼される場合には別途料金になります。